

島根県理学療法士会表彰規程

(総則)

第1条 この規程は、島根県理学療法士会(以下「法人」という)の会員の表彰に関する必要な事項を定める。

(表彰の種類と対象)

第2条 表彰の種類と対象は、次の各号に定める2種とする。

(1) 士会賞

対象は、会員歴30年以上(日本理学療法士協会会員であり、休会期間を除く)の者で本会の活動において格段の功績のあった者で、次の要件のいずれかを満たすものとする。

- 1、本会の理事・監事・局長・部長・委員長として通算10年以上従事した会員。
- 2、理学療法学の発展向上もしくは理学療法の普及向上に寄与する著しい功績のあった会員。
- 3、理学療法士の地位の向上もしくは職域に関し、特に功績のあった会員。
- 4、教育、行政、政治など各分野を通じて、法人もしくは理学療法の発展向上のために貢献した会員。

(2) 感謝状

対象は、次のいずれかに該当する個人または団体に対して贈呈するものとする。

- 1、法人の事業の遂行に関して特段の努力、協力をし、もしくは援助を行いその円滑な運営に寄与したもの。
- 2、教育、行政、政治など各分野を通じ、法人もしくは理学療法の発展向上のために貢献したもの。
- 3、その他、特に感謝状を贈呈する必要があると認められるもの。

(推薦)

第3条 推薦は会員の互選とし、文章にて会長に提出し推薦するものとする。

(表彰の可否)

第4条 会長は、前条により推薦があった場合は、理事会を開催し、表彰の可否を決定する。

(表彰)

第5条 表彰は、定期または必要と認めた総会もしくは法人が開催する大会等において、会長が表彰状を授与して行う。

(取り扱いの特例)

第6条 この規程により処理できない事項については、理事会で決定する。

(規定の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

附則

1. この規程は、一般社団法人設立の日から施行する。
2. この規程は、令和3(2021)年10月3日一部修正により施行する